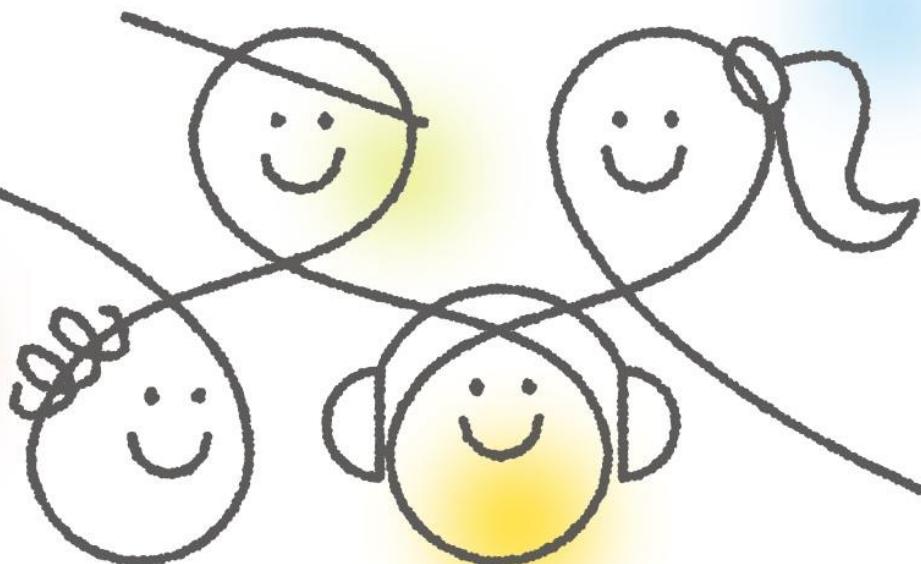


# 第4次大月市 地域福祉活動計画 おおつき花咲プラン

【令和5年度～令和9年度】



社会福祉法人 大月市社会福祉協議会





## はじめに

社会福祉法人 大月市社会福祉協議会  
会長 和田 昌弘

大月市社会福祉協議会では、平成29年度に第3次地域福祉活動計画「おおつき花咲プラン」を策定し、基本理念である“みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月”的実現をめざした取り組みを、地域住民の皆様をはじめ、福祉関係者や福祉事業者、行政などと連携し推進してまいりました。

しかしながらこの間、少子高齢・人口減少が急速に進み、高齢者ののみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など家族形態の変化や地域住民のつながりの希薄化などにより、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。更に令和2年からは、世界中に流行した新型コロナウィルス感染症により、人とひとがふれあう地域福祉活動を自粛せざるを得ない状況が続くなど、これまで経験したことのない社会に直面し、これらの状況から生じる福祉課題・生活課題は今まで以上に複雑・多様化してきました。

また、国における福祉施策においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが推進されるなど、地域福祉志向を強めています。このことは、本会が進めてきた地域福祉の方向性と同じであるといえます。

このような中、第4次地域福祉活動計画の策定にあたっては、大月市の環境と課題の分析、福祉関係団体等の皆様の意見を大切にするとともに、地域共生社会の実現に向けた取り組みも意識しながら、多くの地域住民の皆様に身近に感じていただけるような計画づくりに努めました。

本計画は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする行動計画です。これから5年間、本計画に基づき、「誰もが安心して暮らせる住みよいまち」であり続けるために、地域の皆様とともに地域福祉を具体的に実施してまいりたいと思いますので、積極的なご参加・参画とご協力ををお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました大月市地域福祉活動計画推進委員会の皆様をはじめ、多くの地域住民の皆様にご意見をいただいたことに対し、心から厚く御礼申しあげます。

# 目 次

## 第1章 地域福祉活動計画とは

1. 地域福祉活動計画策定の背景 -----	1
2. 社協活動と地域福祉活動計画の位置づけ -----	1
3. 地域福祉活動計画策定体制と経過 -----	2
4. 地域福祉活動計画の期間 -----	3
5. 持続可能な開発目標 SDGs に対応した計画推進 -----	4

## 第2章 大月市の地域の現況と課題

1. 大月市を取り巻く地域福祉の状況 -----	5
2. アンケート調査からみえる地域福祉の状況 -----	8
3. 地域福祉関係団体の意向調査からみえる地域福祉の状況-----	11
4. 私たちの暮らしている地区の課題（地区社協役員等による懇談会より） -----	13
5. 第3次地域福祉活動計画の評価 -----	14

## 第3章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 地域福祉活動計画の基本理念 -----	17
2. 地域福祉活動計画の基本目標 -----	18
3. 地域福祉活動計画の基本的な働き -----	25
4. 地域福祉活動計画の体系 -----	26

## 第4章 地域福祉活動計画の具体的に取り組む事業・活動

1. 相談しやすい環境を整備しよう -----	27
(1) 誰もが気軽に相談できる体制づくり	
(2) 困りごと（ニーズ）発見の仕組みづくり	
(3) 相談援助を担う人材の育成	
2. 知らせ広めよう -----	30
(1) 広報活動の充実と新たな広報手段の活用	
(2) 福祉啓発活動の充実ならびに企業・事業者との連携	
3. 地区社協活動をもりあげよう -----	32
(1) 地区社会福祉協議会（地区社協）運営の組織体制への支援	
(2) 地区社協基盤強化への支援	
(3) 地域福祉関係団体・機関との連携強化	
(4) 地区社協活動の強化・充実への支援	
(5) 地区社協活動支援体制の整備	

4. ボランティア活動を推進しよう -----	36
(1) だれでも参加できるボランティア活動の推進	
(2) ボランティアセンター・コーディネート力の機能強化	
5. 福祉のこころを育てよう -----	38
(1) 地域における福祉教育の推進	
(2) 学校等における福祉教育の推進	
6. 安心して暮らせる地域をつくろう -----	40
(1) 福祉サービス利用援助と成年後見制度の推進	
(2) 福祉サービス等支援事業の充実	
(3) 介護保険事業者、企業、NPO等の社会貢献活動の連携・協働	
(4) 当事者団体の活動・組織化支援	
7. 災害時のことを考えよう -----	43
(1) 災害時の地域支援体制づくりのためのネットワークの推進	
(2) 災害ボランティアに関する啓発と育成	
(3) 災害時の社協体制の強化	
8. みんなの声をとどけよう -----	45
(1) 福祉ニーズ把握のための調査活動の充実	
(2) 行政等への提案、提言	

## 第5章 地域福祉活動計画の推進に向けて

1. 地域福祉活動計画推進委員会の設置運営 -----	46
2. 大月市社会福祉協議会の充実強化 -----	46

社会福祉法人大月市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱-----	47
第4次大月市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿 -----	48

## 第1章

## 地域福祉活動計画とは

## 1. 地域福祉活動計画策定の背景

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、家族内の絆の弱体化等、近年の深刻な社会情勢により、高齢者、障がい者、生活困窮者など生活上の支援を必要とする人々は、極めて厳しい状況に置かれ、様々な課題が発生しています。例えば、孤独死、ゴミ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、認知症による徘徊不明者、高齢者や児童への虐待、災害時要援護者、消費者被害等、多くの問題が潜在化傾向にあり、深刻化しやすい状況に置かれています。これらの課題解決のため、これまで各種制度による公的福祉サービスが提供されてきましたが、ますます多様化、複雑化する状況に適切に対応していくことが困難になってきており、障がいの有無や性別、年齢等に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりや、地域住民が互いに思いやりをもって支え合うまちづくりといった、地域福祉の推進が求められています。

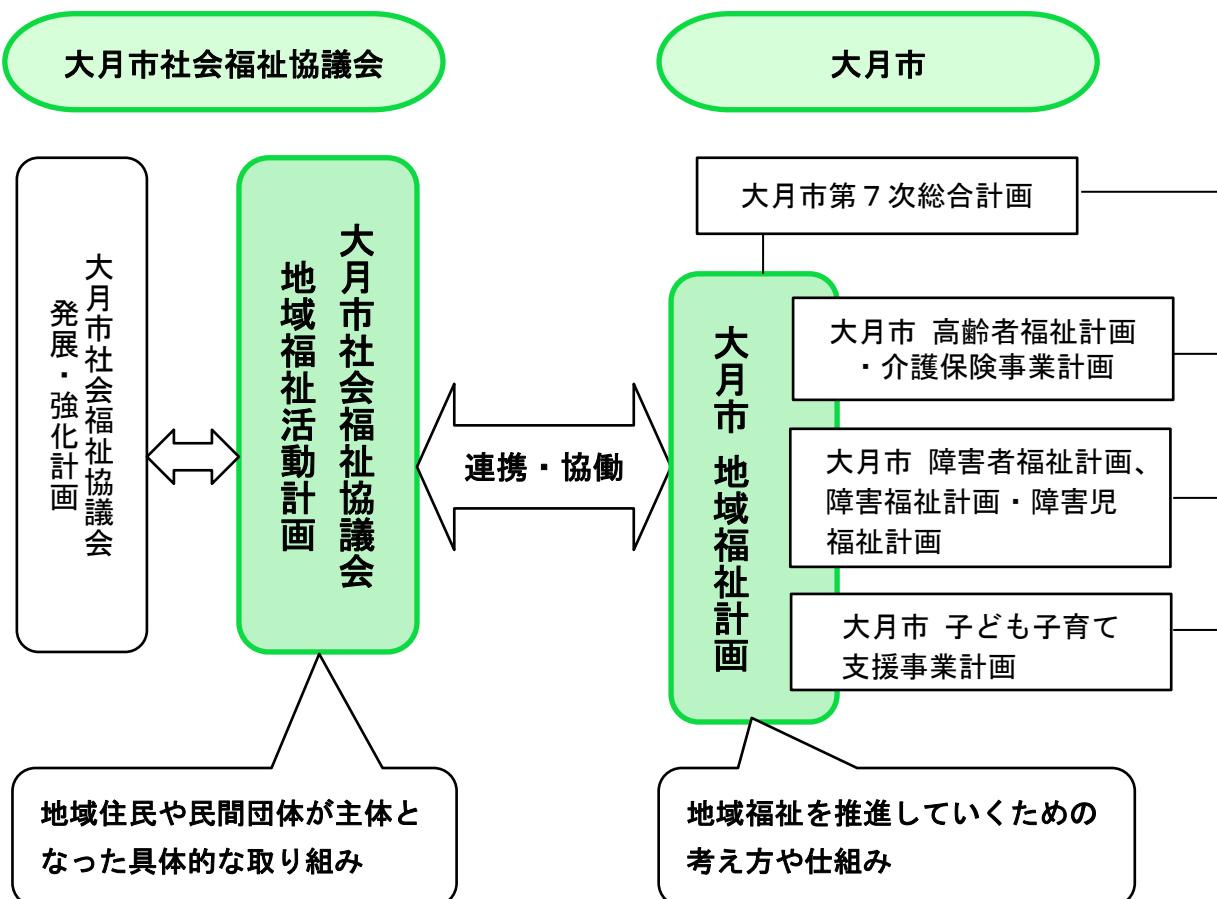
このような中において、大月市社会福祉協議会では、平成30年3月に「第3次地域福祉活動計画」を策定し、「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念として、地域住民と関係機関・団体が計画の実現に向けて、取り組んできました。この計画は令和4年度をもって期間を満了することから、更なる地域福祉の推進を図るために、地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえ、現在の福祉課題を整理するとともに、地域住民の皆様からいただいた意見を基に「第4次地域福祉活動計画」を策定することとしました。

## 2. 社協活動と地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は住民等の活動や、行動のあり方等を定め、住民や各種団体による自主的な地域活動を、より具体的に進めるための地域住民との協働によるまちづくりの「活動計画」となっています。また、大月市では同時期に「地域福祉計画」を策定しています。大月市社会福祉協議会で策定した「地域福祉活動計画」と大月市において策定した「地域福祉計画」は協働の関係にあり、計画を一体的に推進し、地域福祉の向上を目指すものです。

計画の推進にあたっては「大月市社会福祉協議会発展・強化計画」との整合を図り、大月市において策定する「第4次地域福祉計画」をはじめとする福祉関連計画との綿密な連携を図ります。

## ■計画関係図



### 3. 地域福祉活動計画策定体制と経過

地域福祉活動計画の策定にあたっては大月市で策定する「大月市第4次地域福祉計画」と連携して策定に向けた調査等を実施し、結果を基礎資料とします。

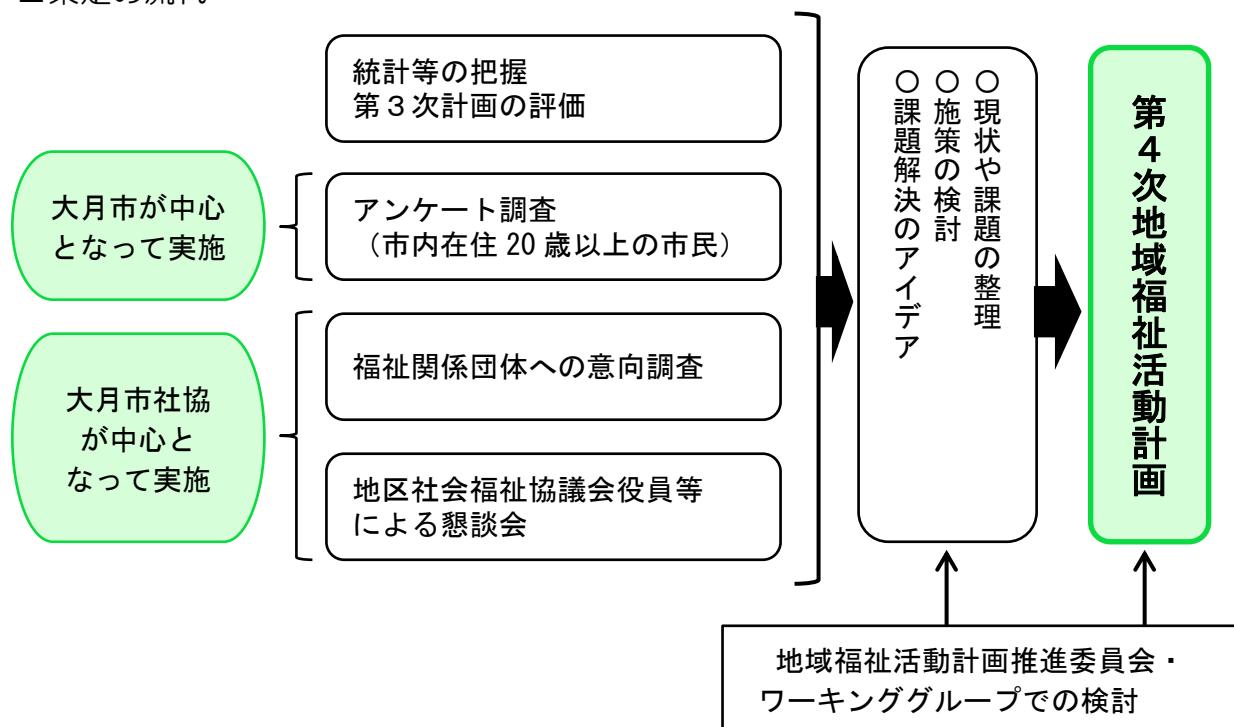
大月市では、住民の日常生活の現状や、福祉のまちづくりに対する意識、福祉サービスに関する意見等のアンケート調査を実施しました。

大月市社会福祉協議会では、地域の生活課題等を把握し、共有化を図り、課題解決に向けた取り組み等を考える場となるように、地区社会福祉協議会の役員等による懇談会を実施しました。

また、福祉関係団体への意向調査を実施、活動の状況や課題を把握するとともに、地域福祉の推進に向けた意見集約を行いました。

この懇談会やヒアリング調査で挙がった意見等を計画に反映させるために、大月市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会にて審議を行うとともに、大月市社会福祉協議会職員によるワーキンググループを組織し、施策の内容等について検討し、計画策定を進めました。

## ■策定の流れ



## ◎地域福祉活動計画推進委員会

大月市内の団体や市民等13名で構成される推進委員会による検討

## ◎ワーキンググループによる検討会議

## 大月市社会福祉協議会職員によるワーキンググループでの検討

#### 4. 地域福祉活動計画の期間

大月市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、令和5年度から令和9年度までの5カ年とします。大月市と連携・協働して一体的に地域福祉を推進していくために、計画期間を「第4次大月市地域福祉計画」とあわせるものとします。

計画期間中は地域福祉活動計画推進委員会にて計画の評価・見直しを行っていきます。

## ■ 計画期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
<b>大月市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画</b>				
評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し
<b>大月市 第4次地域福祉計画</b>				

## 5. 持続可能な開発目標 SDGs に対応した計画推進

SDGsとは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに達成するために掲げた、持続可能でよりよい世界を目指す国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン(ゴール)と169の具体的な開発目標(ターゲット)で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会をつくることを目標に掲げています。

「誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現」は福祉施策を展開する上で重要な考え方であるため、大月市社会福祉協議会においても、SDGsの考え方に対応した計画を推進していきます。



## 第2章

## 大月市の地域の状況と課題

## 1. 大月市を取り巻く地域福祉の状況

大月市は、桂川と笛子川の河川沿いに広がる河岸段丘に古くから集落が形成され、甲州街道の宿場町として、また養蚕・絹織物の特産地として発展してきました。

昭和29年8月に北都留郡の大月町、猿橋町、七保町、梁川村、初狩村、笛子村、賑岡村の3町4村が合併し、山梨県で6番目の市として市制が施行され、翌9月には更に富浜村を合併して現在に至っています。

令和6年8月8日には市政施行70周年を迎えます。

## (1) 総人口

(単位：人)

大月市によると、令和5年4月現在の大月市の総人口は21,967人で平成7年の総人口35,199人以降、減少傾向が続いている。



## (2) 世帯数

(単位：世帯)

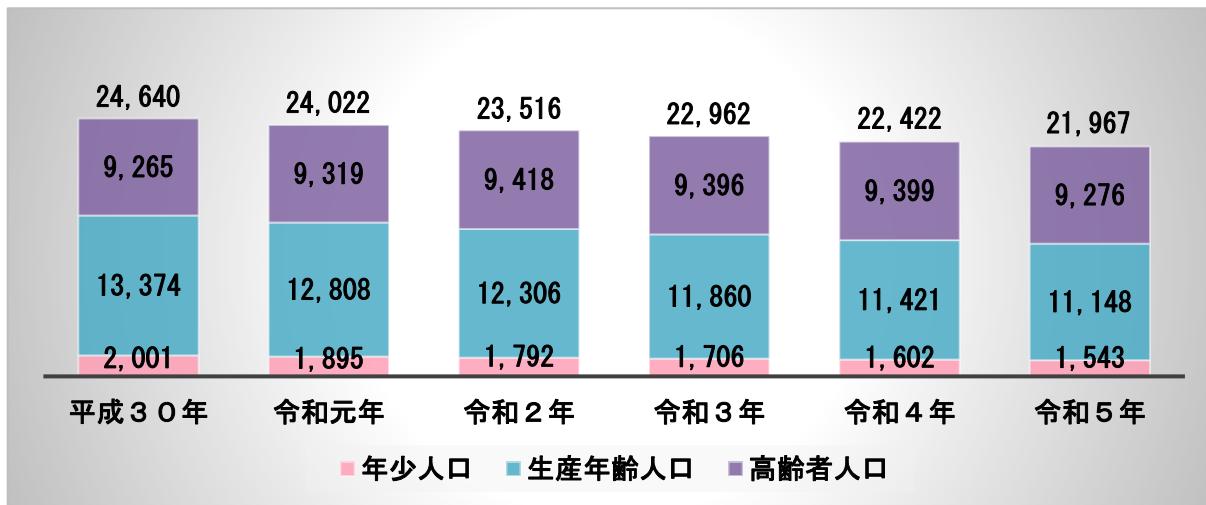
世帯状況について、世帯数は10,299世帯で、平成7年の世帯数11,393世帯以降、総人口と同様減少傾向が続いているが、令和5年は前年より増加しています。



## (3) 年齢3区別人口数

(単位：人)

年齢3区別人口の構成は、年少人口（1～14歳）7.1%、高齢者人口（65歳以上）は42.2%と4割以上が高齢者となっています。高齢化率の上昇が伺えます。



## (4) 高齢者の一人暮らし世帯数

(単位：世帯)

高齢者の一人暮らし世帯は2,098世帯で20.4%を占めており増加傾向となっています。令和2年から3年にかけての急激な増加は、集計の方法を変更したために生じた増加となっております。



## (5) 生活保護を受けている世帯数

(単位：世帯)

生活保護を受けている世帯の状況は、147世帯となっており、横ばい状態となっています。



## (6) 介護保険認定者数

(単位：人)

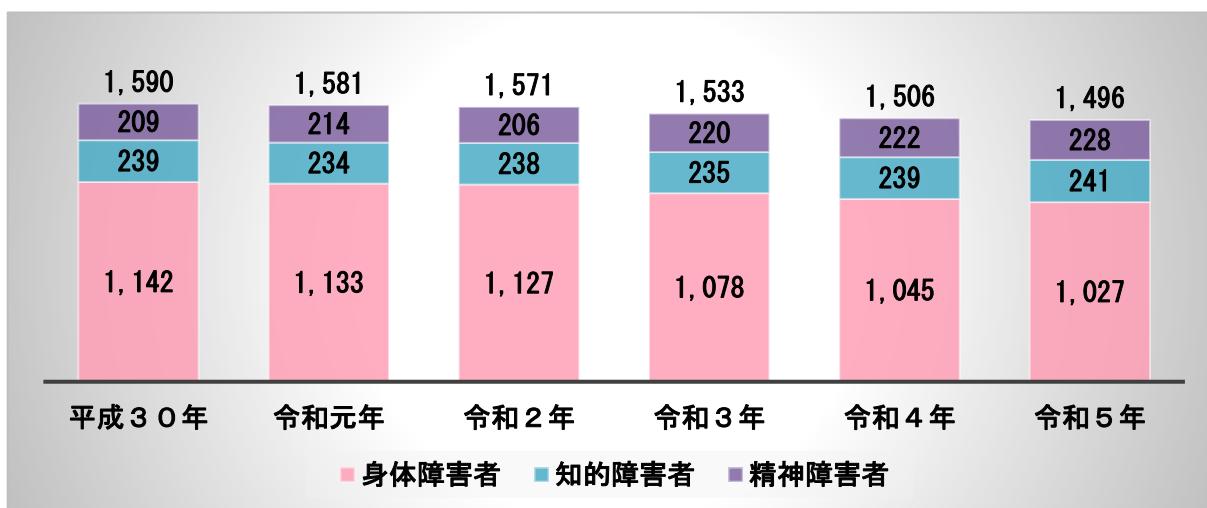
介護保険認定者数は、1,565人で高齢化率の上昇、需要の増加から、増加傾向となっています。



## (7) 障害者手帳保持者数

(単位：人)

障がい者の状況は、身体障害者手帳の所持者1,027人で、総人口に対する比率は4.7%、知的障害者療育手帳の保持者241人で、比率1.1%、精神障害者保健福祉手帳の保持者228人で比率1.0%となっており、あわせて1,496人となり、手帳保持者の総人口に対する比率は6.8%で近年横ばい傾向となっています。



## 2. アンケート調査からみえる地域福祉の状況

計画の策定にあたり、市民に対して福祉への意識やボランティア活動状況、福祉サービス、地域づくりに関するアンケート調査を実施しました。

調査の各項目から、現在の地域における福祉課題とそれらを解決するための方策、地域づくりについての意見を伺うものでした。

**※大月市第4次地域福祉計画策定の際に実施したアンケート調査**

(調査期間：令和4年8月30日～令和4年9月16日)

詳細は、資料編のアンケート結果をご参照下さい

### (1) 近所づきあい

#### ■近所づきあいの程度

- ・日頃から助け合っている 29. 4%
- ・気の合った人とは親しくしている 46. 1%
- ・ほとんどつきあわない 3. 9%

◎「日頃から助け合っている」や「親しくしている」の割合が多く、日ごろからの近所づきあいの様子が伺えますが「ほとんどつきあわない」の割合も気になります。

#### ■日常生活が不自由になった時に、近所の人にお手伝いしてほしいこと

- ・安否確認の声かけ 33. 9%
- ・買い物の手伝い 21. 8%
- ・通院等の外出の手伝い 21. 8%
- ・特にない 35. 6%

◎「安否確認」や「買い物・外出の支援」の割合が多くなっています。

#### ■近所への支援に対する考え方

- ・近所に住む者として、できる範囲で支援したい 43. 1%
- ・支援をしたいが、自分のことで精一杯で、その余裕がない 21. 1%
- ・支援をしたいが、何をすればよいかわからない 12. 6%

◎隣近所での助けあいの必要性を半数近くの方が感じています。

### (2) 支えあい助けあい

#### ■助けあうべき地域の範囲

- ・隣近所 33. 9%
- ・組単位 31. 0%

◎小地域単位での助けあいの必要性を感じていることが伺えます。

#### ■地域社会の役割に期待すること

- ・緊急事態が起きたときの対応 68. 1%
- ・防災・防犯などの日頃の協力 44. 0%
- ・住民間のルールの徹底 13. 5%

◎緊急時や防災・防犯への意識の高さが伺えます。

■住民の自主的な協力関係の必要性

- ・必要だと思う 81. 4%
- ・必要だと思わない 2. 1%
- ・分からない 14. 7%

◎住民相互の自主的な協力関係の必要性を感じていることが伺えます。

■ 地域の人たちが協力して、取り組んでいくことが特に必要な問題は、どのようなことだと思いますか。※住民の自主的な協力関係の必要性にて「必要だと思う」と回答した方

- ・災害時の助け合い 68. 2%
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援 52. 7%
- ・障がいのある人への支援 15. 5%

◎災害時の対応や高齢者世帯への支援に対する意識の高さが伺えます。

### (3) 地域づくり

■住民同士が支えあう地域づくりのために必要な支援

- ・支えあう地域づくりに関する意識啓発をする 33. 8%
- ・地域の自治会活動や保健・地区社協・ボランティア活動への参加の促進や活動支援をする 32. 7%
- ・地域の人々が知りあう機会を増やす 31. 8%
- ・お互いの人格を認めあいながら、ともに生きる地域づくりに関する意識啓発をする、あるいは組織づくりをする 28. 7%

◎啓発活動の必要性が伺えます。

■福祉の関心度

- ・とても関心がある 22. 0%
- ・ある程度関心がある 46. 6%

◎6割以上の方が関心をもっていることが伺えます。

### (4) ボランティア活動

■ボランティア活動の参加有無

- ・参加している・過去に参加したことがある 37. 4%
- ・参加したことがない 58. 3%

◎半数以上の方がボランティア活動へ参加したことありません。

■「参加していない・参加したことがない」主な理由

- ・機会がないから 31. 9%
- ・時間がないから 18. 9%
- ・活動の内容や方法が分からずから 18. 9%

◎多くの方への情報提供の必要性が伺えます。

■ボランティア活動が活発になるために必要なこと

- ・みんなが気軽に参加できるような活動内容の充実 47. 5%
  - ・ボランティア活動に関する情報提供や活動の場を紹介する 36. 0%
- ◎更なる情報提供、啓発活動の必要性が伺えます。

## (5) 悩みや不安なこと

### ■家族や親族以外の相談相手

- ・市の相談窓口や職員 57. 3%
- ・近所の人、知人・友人 38. 8%
- ・どこに相談したらよいかわからない 6. 2%
- ・相談できる人はいない 2. 3%

◎9割以上の方は相談できる相手がいるが、どこに相談したらよいかわからない人や相談できる人はいない人もおり、誰でも気軽に相談できる体制や仕組みの必要が伺えます。

### ■悩みや不安なこと

- ・自分や家族の健康のこと 40. 4%
- ・自分や家族の老後のこと 40. 4%
- ・介護の問題 23. 4%
- ・経済的な問題 14. 9%
- ・災害時の備えに関する事 13. 8%

◎健康、介護、金銭面、災害時の不安を抱えている方の割合が多いことが伺えます。

## (6) 安心・安全なまちづくりのための取り組み

### ■地域の助けあいや福祉活動に必要なこと

- ・福祉に関する情報や活動内容等をもっとPRする 40. 1%
- ・学校や社会における福祉教育を充実する 38. 8%
- ・医療・保健機関を充実する 28. 7%
- ・相談できる人はいない 2. 3%

◎広報啓発活動の必要性や、公的サービスの充実、福祉教育の必要性が伺えます。

### ■安心・安全を実感できるまちづくりに重要と思う取り組み

- ・福祉に関する情報提供を充実させる 46. 1%
- ・身近な場所で相談できる窓口を増やす 41. 7%
- ・社会保障制度の安定を図る 35. 8%
- ・緊急時や災害時に身近な地域で助けあう仕組みを作る 30. 0%

◎広報啓発活動、相談援助活動の充実、公的サービスの充実、災害時における対応の必要性が伺えました。

以上から、①日頃からの近所づきあいの必要性、②隣近所での支えあい助けあいの必要性、③支えあい助けあいを行うための地域づくりの必要性、④ボランティア活動の充実の必要性、⑤不安や悩みを相談できる仕組みづくりの必要性、併せて⑥まちづくりに重要と思う取り組み

として、回答のありました、広報啓発活動、相談援助活動の充実、公的サービスの充実、災害時における対応の必要性を感じました。

### 3. 地域福祉関係団体の意向調査からみえる地域福祉の状況

計画の策定にあたり、地域福祉推進のために活動している、関係団体への意向調査を実施しました。

調査の各項目から、現在の活動の状況や、活動の活性化に向けた課題を確認するとともに、今後の地域福祉推進に向けた意見を伺うものでした。

#### （1）大月市障がい者福祉の会

近年、障がい者に対する地域住民の理解は広がりつつありますが、様々な障害に対する理解は、まだまだ不充分な部分も感じられます。

地域で行っている行事や市内で開催しているイベント等へ積極的に参加できるような環境づくりのため、理解者と協力者を増やしていくことが必要です。

そのため、障害への理解を深めるために、広報啓発活動や交流事業等を充実させていくことも必要です。

また障がいのある方自らも、積極的に社会参加を行っていくことや、自分たちが出来ることを考え取り組んでいく必要もあります。

#### （2）大月市老人クラブ連合会

近年、多様な趣味活動等の影響もあり、老人クラブ加入者は毎年減少傾向です。

地域と老人クラブ活動の関わりが少ないことから、活動を知らない住民もいるので、活動の啓発の必要性を感じます。

また活動の内容についても、参加しやすく、多くの方に興味を持っていただくことができる充実した内容を考えていくとともに、地域でのつながりができるような活動も実施していく必要性を感じています。

高齢化社会に対応すべく、いきいきと元気に過ごしていくよう、介護予防の観点からも必要な活動だと思われます。

#### （3）大月市民生委員児童委員協議会

民生委員活動を通し、一人暮らし高齢者、高齢者世帯の増加や近年では生活困窮者、ひとり、孤独死等の増加に伴い、地域課題は複合化しており、支援の対応が困難な状況になってくることが想定されます。

また近所づきあいが希薄化していることや、自治会内の地域の活動の連携等が不充分なことも伺えます。

地域での顔の見えるつながりを増やすために、日頃からの交流や声かけを積極的に行なうことで、見守り活動等の支えあいの仕組みを築いていくことができ、安心して暮らせる地域づくりにつながると考えられます。

#### (4) 大月市ボランティア協議会

地域での支えあいを行うために、ボランティア活動は重要な役割だと考えられます。

そのためにもボランティア会員の確保も必要となることから、広報等において情報提供の充実を図っていく必要性を感じています。

また活動内容について、清掃活動等、誰でも参加できるような活動を増やし、ボランティア活動の理解を深めていき、ボランティア活動が活発に展開できるよう推進していくことが必要です。

#### (5) 子育てサロンみんなのひろばわいわい

子どもの出生率が減少する中、子どもたちを温かく見守り、地域ぐるみで子育てを考えることが求められていると感じます。

安心安全に子供たちが生活できる環境、子育てできる環境を整える必要があると考えられます。

#### (6) 介護事業者連絡会

高齢者の増加により、介護サービスを利用する高齢者は増加傾向にあります。

しかし市内における介護事業所の従事者確保が課題となってきていることから、人材の育成を行うとともに、サービス内容の向上、充実を図っていくことが必要です。

また地域に根ざした介護保険事業所として取り組んでいくことが、重要だと考えられます。

いずれも地域における日頃からの住民同士の交流と、福祉関係者がそれぞれの活動を理解し、連携を図っていくことが重要であると確認することができました。

## 4. 私たちの暮らしている地区の課題（地区社協役員等による懇談会より）

住民の視点を重視した地域福祉活動計画とするため、市内10地区の「住民の声」と「住民の思い」を集めるために、地区社会福祉協議会の役員等による懇談会を開催しました。

「地域の福祉課題と自分たちにできること！」をテーマに意見、アイデアを出しました。10地区での特色はそれぞれ異なりますが「自分の住んでいる地域を良くしたい」という思いは同じです。

地区では、それぞれの地域性があり、直面する地域の福祉課題は多少異なります。

しかし、どの地区においても、人口の減少、少子高齢化による、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加等の状況は、共通の背景といえます。

懇談会での意見から、各地域で共通する課題を整理しました。

### （1）住民同士のつながり、地域集いの場、交流の機会の減少

隣近所との付き合いが希薄になっている、組に入らない、あいさつができない等、日常的な地域における住民同志の交流そのものが減少してきており、地域との関わりが少ない住民が増えてきたことがあげられました。

また地域で行う行事や、住民同士の交流の場に参加しない、あるいは参加できない住民が増えてきています。

### （2）外出・移動手段の不足、通院・買い物の不便さ

商店や医療機関が遠くて不便、交通手段が限られている等の生活をするための資源や環境の不足があげられました。

### （3）一人暮らし高齢者、高齢者世帯等への対応

一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加している状況の中、見守り、買い物、ゴミだし等の生活支援についての対応が課題としてあげられました。

また災害時等の支援体制についてもあげられました。

### （4）担い手の不足

地区役員、団体組織の役員、ボランティア等の日常的に地域生活を支える人、併せて大雪等の災害や緊急時の支援者がいない等、地域生活全般の「担い手の不足」があげられました。

### （5）災害時の対応

台風や大型地震等による自然災害への対応も課題としてあげられました。災害が発生した際の安否確認や避難をどのように行うのか等、対応について課題があげられました。

以上の課題から、地域での住民同士の交流場の減少や、交流機会の減少による人間関係が、ますます希薄化していくことが伺えました。

地域での一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加する中、地域生活を支える担い手の不足等が生じ地域の状況の悪循環も伺えます。

また商店や医療機関への通院の不便さ、交通機関の資源や環境の不足のため、生活のしづらい環境となり社会的に孤立する人が増えていくことが予想されます。

近年多発している自然災害についても、いつ大月市においても災害が発生するかわからない状況にあるため、対応等を検討する必要があります。

## 5. 第3次地域福祉活動計画の評価

第3次地域福祉活動計画では、「相談援助活動の充実」、「広報啓発・情報収集提供活動の推進」、「地区社会福祉協議会活動の推進」、「ボランティア活動の推進」、「福祉教育の推進」、「個別支援・当事者支援活動の充実」、「大規模災害への福祉的対応」、「福祉施策・制度への提案」の8つを柱に、5つの基本的な働き（「気づき調べる」、「学び育ちあう」、「知らせ広める」、「つながり支えあう」、「活動を見直す」）を大切に、地域住民をはじめ、福祉関係者とともに地域福祉を進めてきました。

それぞれの評価は次のとおりです。

### （1）相談援助活動の充実

大月市社協において、心配ごと相談をはじめとする日常の困りごとや、高齢者支援、障害者支援、資金的な相談、生活困窮者への支援等、多岐にわたる事業や多様な相談援助事業を展開する中で、きめ細かな相談援助活動を行い、福祉関係者と連携を図りながら相談者の課題解決に向けた取り組みを実施しています。

そのことから、大月市社協が行う総合相談援助が少しずつ福祉関係者や住民の方に浸透してきており、地域から気軽に相談できる体制となってきています。

しかし、まだまだ、すべての住民に認知されていないため、今後は誰でも気軽に相談できる仕組みや体制づくりを行いながら相談援助活動の更なる充実を図って行きます。

また、地域で潜在している福祉課題の把握を行い、情報の共有を図りながら、大月市社協が実施する多様な相談援助事業の強みを活かし、地域において課題を解決するための仕組みづくりや、福祉関係機関の更なる連携・強化とネットワークの構築を図るために定例的に情報交換を行うなど連携を図るよう努めています。

### （2）広報啓発・情報収集提供活動の推進

大月市社協の発行している「社協だより」は、住民参加型による広報委員会の設置により、市民に伝わりやすい紙面づくりの工夫が図られるとともに、市民目線の企画などにより、よい反響をいただいているます。

しかし新型コロナウイルス感染症の影響により、地域へ出向いての取材が出来ない状況が続き、この期間における必要な情報発信の工夫が必要だと感じています。

また年4回の発行であることより、リアルタイムでの情報を伝えることが困難なため、ホームページやSNS等をうまく利用した広報活動を行うことや、必要な情報を必要な人に届けることができるようしていくための仕組みづくりなど、更なる工夫が求められています。

のことより、広報の内容充実のために、情報を提供する意識や職員が一つの媒体であるこの意識の向上を図るとともに、人からひとへ伝えるサポーター的な役割を担っていただける人材を増やしていくこと等、様々な広報手段の活用を考え、実行していくことが必要です。

### （3）地区社会福祉協議会活動の推進

社協職員による地区担当制を設けることで、地区社協活動の強化・充実の支援体制を整えることができました。また、支え合い助け合いの輪を広げていくための地域での協議の場として、3つの地区社協をモデル地区に選定し、現在の地区的状況等を協議することができました。

しかし、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、モデル地区における協議の進展を図ることが出来なかったことや、各地区における住民福祉懇談会の実施が出来ないなど、地域の状況把握などが不十分であることが課題となりました。

今後は、定期的に住民福祉懇談会を開催し、自らの地域のことを考え、地域の現状を把握するとともに、個別支援のために地域が主体となって取り組む小地域ケア会議への支援を行っていくことが必要です。

地区社協活動においては、人と人とのつながりを大切にし、助け合い活動等の住民福祉を推進していくことを目的に、大月市社協と地区社協がしっかりと連携・協働していくことが重要です。

### （4）ボランティア活動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティア活動が実施できない時期もありましたが、ボランティアセンターにおいては、相談に応じ他機関と連携協力しながらコーディネートし、ボランティア活動を支援することができました。

しかし、まだまだボランティアニーズの把握不足や、ボランティア活動の情報が行き届いていないことが課題です。

ボランティア活動が、地域での支え合い、助け合い活動の一助となることから、多くの方にボランティア活動への関心を持っていただけるよう、情報把握・発信の工夫と仕組みづくりが必要です。

### （5）福祉教育の推進

地域住民全体に対し、福祉力を高められるよう、世代間交流や高齢者・子どもを見守る地域活動、当事者団体が行う活動、研修会の開催等、様々な「福祉」への理解啓発を図るために、福祉教育の推進を行いました。

親子で参加するボランティア体験学習や、学校、企業等で疑似体験学習を実施できしたこと、また学校においてはボランティア普及協力校助成事業を行い、地域や団体との協働で行う世代間交流活動、福祉講話を行う等、福祉教育を推進し、様々な場で地域福祉の理解を深めることができました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の行事や交流が減少しましたが、このような

状況下でも、地域住民が自ら創意工夫し、お互いの状況を確認し合う仕組みづくりを行なう様子も見られました。

地域住民がお互いを理解し、支え合える地域づくりができるように学ぶ機会を設けることが必要となります。

## （6）個別支援・当事者支援活動の充実

生活が困窮している方に対し実施する生活困窮者自立相談支援事業を大月市より受託し、困窮者への相談対応や支援を行いました。

そして、高齢者や障がい者が住みなれた地域で安心した在宅生活ができるよう、各機関と連携・協働し、日常生活自立支援事業や相談事業を実施し、利用者の立場に立った支援を行うなど、権利擁護の充実を図りました。

また、高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加促進を通じて、当事者や当事者団体の抱える問題や課題を共有するとともに、その解決に向けた取り組みを行いました。

更には、介護保険事業所等を運営することで、個別支援を基本としながら、地域住民やボランティアとの協働を強め、高齢者等が地域の中でその人らしくより良い生活が送れるよう支援を行いました。

今後、増加が見込まれる権利擁護を必要とする高齢者や障がい者、また生活困窮者等の支援を行っていくとともに、当事者団体への支援や当事者団体を支えるボランティアの養成等に取り組んでいくことが必要です。

## （7）大規模災害への福祉的対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会等を思うように開催することが出来ませんでしたが、そのような中においても、災害時要援護者登録制度の周知や自助・共助に向けた啓発活動を行いました。

災害時要援護者登録制度については、登録している本人、支援者等の地域での情報共有の在り方や、災害時にスムーズに機能する仕組みとなるように取り組んでいくことが必要です。

また、大月市において進めている支援が必要な方々に対して行う個別避難計画と合わせて、要援護者への支援体制の整備を行うことも必要となります。

今後は、大規模災害等に備え、災害ボランティアセンターの設置訓練や研修会を定期的に開催し、災害時のボランティア活動に関わる人材を育成するとともに、関係機関とのネットワークの強化を図る必要があります。

## （8）福祉施策・制度への提案

地区社協をはじめとする各種福祉関係者、福祉団体と連携を図り、福祉ニーズの把握を行いました。

今後も継続して住民福祉懇談会を開催し、地域住民から福祉ニーズや生活課題等を把握し、行政や福祉関係機関に周知するとともに、連携・協働しながら課題解決に向けた取り組みを行い、更なる地域福祉の推進を図ることが必要です。

## 第3章

## 地域福祉活動計画の基本的な考え方

## 1. 地域福祉活動計画の基本理念

地域福祉においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく、地域共生社会の実現や、従来のアプローチでは対応できなかった福祉課題を解決するための包括的な支援が求められています。

大月市社会福祉協議会ではこれまで「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を基本理念として、福祉活動に関する施策を展開してきました。

これはこれから地域福祉に求められる地域共生社会や包括的な支援体制の実現に通じる考え方です。

以上のような考え方から、大月市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画においても、これまでの理念を踏襲し、「みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月」を理念とし、計画を推進していきます。

## 基本理念

みんなでつくる  
ささえあいの  
福祉のまち

大月

## 2. 地域福祉活動計画の基本目標

基本理念を基に、以下3つを基本目標に定め、大月市らしい地域福祉の推進を目指します。

### 基本目標 1

ともにささえあう地域づくり

### 基本目標 2

だれもが適切な福祉サービスを利用できる  
仕組みづくり

### 基本目標 3

すべての住民が安心・安全を実感できる  
地域環境づくり

## 基本目標1

### 「ともにささえあう地域づくり」



「ともにささえあう」とは、大月市のすべての住民が、病気、障がいの有無、年齢、性別、国籍、学歴、職業、収入などにかかわらず、お互いを大切する気持ちをもち、より良く生きるためにみんなが力を出し合い、一緒にささえあうこと、まさに地域共生社会の根幹である重要なものです。

そのようなささえあいのできる地域をめざし、地域での交流の機会の充実、地域活動等への参加促進、地域や関係機関との連携の強化、更に地域の福祉活動を支える人づくりを進めることで、ともに支えあう地域づくりを実現していきます。

#### 「ささえあう地域」ってどんな地域？

- ・近所同士でつながり助けあえる地域
- ・誰もがいつでも気軽に集まる場所がある地域
- ・身近な地域で日頃から、日常的な助け合いが行われている地域
- ・気軽に相談できる人がいる。相談できる場所がある地域
- ・お互い様の関係で助け合いができる地域
- ・地域のことを話し合える（どんな地域にしたいか。どんな地域で暮らしたいか）
- ・差別や偏見のない地域
- ・どんな状態になっても自らの尊厳をもって生活できる地域
- ・自らの能力を生かしながらいきがいをもって生活できる地域
- ・自分のことを気兼ねなくお話しできる地域
- ・世代間の交流のある地域
- ・日頃から小地域での見守り、声掛けのある地域
- ・行政や福祉関係者と日頃からのつながりがあり良い関係を築いている地域
- ・専門職同士で連携を図り、課題解決に向けた取り組みが出来る地域
- ・障がいのある方や病気の方を理解し、思いやりのある地域
- ・ひきこもりの方や孤立者のいない地域
- ・様々な社会資源があり、それを知ることができ、誰でも利用できる地域
- ・多くのボランティアがいてボランティア活動の充実している地域
- ・自然災害等の際に助けあえる地域

## どうすれば、そういう地域になるの？

- ・困ったことがあったら、誰かに相談できる体制を整備する
- ・地域の課題を共有し、解決できる場を整備する
- ・お互い様の気持ちを育む研修会や勉強会
- ・どんな地域にしていきたいか。どんな地域で暮らしたいか。地域で考える場を創る
- ・いきいきと生きがいをもって活動できる場を整備する。
- ・誰もがいつでも気軽に集まる場所を創設する。
- ・日頃から近所づきあいを行い良い関係を築く
- ・世代間の交流を行い良い関係を築く
- ・行政をはじめとする専門職同士の連携を図る
- ・小地域での見守り、声掛けを行う
- ・誰でも様々な情報を得ることができる広報の充実
- ・ボランティア活動の充実
- ・災害時の対応等のための研修会や勉強会の開催

## 大月市はどんな状況？

- ・近所付き合いの程度  
日頃から助け合いや、親しくしていることが伺えるが、交流の機会が少なくなっていることや、付き合いが希薄化している傾向にある。
- ・相談できる人  
どこに相談したらよいのか分からない方が多くいる状況。
- ・関係機関の連携  
福祉関係者や団体において更なる連携を図る必要性を感じている。
- ・ボランティア活動  
ボランティア活動への参加者は少ないが、活動を行ってみたい方はいる。
- ・広報啓発  
福祉に関する情報提供を充実させることがのぞまれている。

## 基本目標2

### 「だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」



「だれもが」というのは、大月市で暮らす、すべての人のことを指しています。

大月市で暮らしているすべての人が、その人の必要としている、その人に合った福祉サービスを利用できるように、行政をはじめ、福祉サービスを提供している事業者や福祉関係者が連携を図り、サービスを利用しやすい環境を整備することで、だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めます。

#### 「適切な福祉サービスを利用できる仕組み」ってどんな仕組み？

- ・制度で補えない支援が受けられる仕組み
- ・本当にその人の必要としているサービスを利用できる仕組み
- ・すべての市民が様々な福祉サービス知ることができ、それを理解することができる仕組み
- ・包括支援センターやケアマネジャー、サービス事業所により、利用者の状況や環境を把握できる仕組み
- ・福祉サービス事業所等社会資源が多くあり、利用できる仕組み
- ・福祉サービス等について、気軽に相談できる仕組み

#### どうすれば、そういう仕組みになるの？

- ・住民主体の活動やグループの充実
- ・気軽に相談できる人や相談できる機関の整備
- ・行政をはじめとする専門職同士の連携を図る
- ・誰でも様々な情報を得ることができる広報の充実
- ・社会資源を充実させていく

## 大月市はどんな状況？

- 相談できる人

どこに相談したらよいのか分からぬ方が多くいる状況。

- 関係機関の連携

福祉関係者や団体において更なる連携を図る必要性を感じている。

- 広報啓発

福祉に関する情報提供を充実させることが望まれている。

## 基本目標3

### 「すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり」



「すべての住民」とは高齢者や障がいのある人、子ども等、大月市で暮らすすべての人をさしています。

その人たちが地域で安心・安全を実感できる環境をつくることは必要不可欠です。

災害等の緊急時の対応や防犯対策等だけではなく、普段から安心・安全に外出できるようなまちづくりを進めることも必要です。

安心して暮らせる環境の整備を進めるとともに、暮らしやすい環境を整備することで、すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくりを進めます。

#### 「安心・安全を実感できる地域環境」ってどんな環境？

- ・気軽に集える場がある環境
- ・本人の状態に関係なく受け入れてくれる環境
- ・生活上、困りごとが起きた時に、気軽に相談できる環境
- ・日頃から小地域での見守り、声掛けのある環境
- ・世代間の交流のある環境
- ・自分のことを気兼ねなくお話しできる環境
- ・行政や福祉関係者と日頃からのつながりのある環境
- ・自然災害等の際に助けあえる環境
- ・犯罪のない環境
- ・誰でも様々な情報を得ることができる環境

## どうすれば、そういう環境になるの？

- ・サロンなど集いの場の創設
- ・他者理解などの心の醸成
- ・日頃から近所づきあいを行い良い関係を築く
- ・気軽に相談できる人や相談できる機関の整備
- ・世代間の交流を行い良い関係を築く
- ・行政をはじめとする専門職同士の連携を図る
- ・小地域での見守り、声掛けを行う
- ・誰でも様々な情報を得ることができる広報の充実
- ・災害時の対応等のための研修会や勉強会の開催

## 大月市はどんな状況？

- ・近所付き合いの程度  
日頃から助け合いや、親しくしていることが伺えるが、交流の機会が少なくなっていることや、付き合いが希薄化している傾向にある。  
また災害時の助け合いの必要性を感じている方がたくさんいる。
- ・相談できる人  
どこに相談したらよいのか分からない方が多くいる状況。
- ・関係機関の連携  
福祉関係者や団体において更なる連携を図る必要性を感じている。
- ・広報啓発  
福祉に関する情報提供を充実させることが望まれている。

### 3. 地域福祉活動計画の基本的な働き

第3次地域福祉活動計画では、基本的な考え方を実現するために、5つの働きを大切に展開しました。

第4次地域福祉活動計画においても5つの働きを踏襲して、展開していきます。

#### (1) 気づき調べる

地域に存在する個別の生活課題や福祉ニーズをもれなく見逃さず、また福祉サービスを必要として利用している人々の意向・要望を把握する働きを大切にします。

#### (2) 学び育ちあう

より多くの住民が福祉問題に気づき、関心と理解を高められ、ともに育ちあう地域社会（コミュニティー）を形成する働きを大切にします。

#### (3) 知らせ広める

さまざまな福祉制度の周知や利用促進、公私の社会資源の活用、地域福祉活動の現状等をきめ細かく丁寧に知らせあう働きを大切にします。

#### (4) つながり支えあう

福祉を必要としている人々の求めと必要に応じ、合意のもとで、住民や事業者等が連携・協働し、地域自立生活を支えあう働きを大切にします。

#### (5) 活動を見直す

地域福祉活動計画における地域福祉活動や既存の諸活動の成果や課題を明らかにし、たえず活き活きとした地域福祉活動を推進する働きを大切にします。

## 4. 地域福祉活動計画の体系

基本理念

みんなでつくる ささえあいの福祉のまち 大月

基本目標

- 基本目標1 「ともにささえあう地域づくり」
- 基本目標2 「だれもが適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」
- 基本目標3 「すべての住民が安心・安全を実感できる地域環境づくり」

取り組む事業

1. 相談しやすい環境を整備しよう
2. 知らせ広めよう
3. 地区社協活動をもりあげよう
4. ボランティア活動を推進しよう
5. 福祉のこころを育てよう
6. 安心して暮らせる地域をつくろう
7. 災害時のことを考えよう
8. みんなの声をとどけよう

大切にする働き

1. 気づき調べる
2. 学び育ちあう
3. 知らせ広める
4. つながり支えあう
5. 活動を見直す

## 第4章

## 地域福祉活動計画の具体的に取り組む事業・活動

## 1. 相談しやすい環境を整備しよう

## (1) 誰もが気軽に相談できる体制づくり

日常の様々な困りごとや制度による子育て支援、障害者支援、高齢者支援、生活困窮者支援等、どこに相談すればいいか分からないという方や、更には、相談できないまま問題を抱え続けてしまう人もいます。また、アンケート調査からも、「どこに相談していいか分からない」「相談できる人がいない」という結果がありました。

のことより、大月市社協では、相談支援の充実を図るため、令和5年度より相談支援担当を設置しました。誰もが安心して気軽に相談できるよう、相談者の要望や必要に応じ、丁寧に他の窓口や関係機関への紹介や同行等を行い、相談者の立場に立った相談支援体制を目指します。

また、切れ目のない相談支援体制づくりを行うため、関係機関や地域住民と連携を図り、問題解決の糸口を一緒に探していきます。

## « 具体的な取り組み »

- ・総合相談体制の整備（高齢者、障がい者、子育て、生活困窮者等）
- ・生活福祉資金及び福祉金庫の貸付相談
- ・生活に困窮している方への相談
- ・ボランティアの相談
- ・介護等福祉サービスに関する相談
- ・権利擁護に関する相談
- ・成年後見制度利用促進に関する相談
- ・住民主体の活動の相談

## (2) 困りごと（ニーズ）発見の仕組みづくり

日常生活での「生活のしづらさや困りごと」に対するニーズへの対応や、潜在化したニーズの把握が求められています。

そこで、地域の中に潜在化している生活の困りごと（ニーズ）をいち早くキャッチできるよう、意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民や各種団体、関係機関等の活動の中でニーズを把握し、身近なところで相談できる体制づくりに取り組みます。

### « 具体的な取り組み »

- ・困った時は、ひとりで悩まず、身近な人に相談できる仕組みづくり
- ・困りごと（ニーズ）を発見した際の仕組みづくり（気づき・つなぐ）
- ・困りごと（ニーズ）把握のための意識啓発活動
- ・アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を行い、生活課題を発見、個別・地域支援の実施
- ・地域住民や各種団体、関係機関と協働、ネットワークの構築・情報共有の体制づくり

## (3) 相談援助を担う人材の育成

多様化するニーズに対応できるよう職員のスキルアップを図ります。

また、地域住民や地域組織、各種団体等による、生活課題の把握、住民が主体的に相談を受けられる仕組みや連携できる体制づくりを進めるための研修会を実施します。

### « 具体的な取り組み »

- ・相談ニーズに対応できる全職員を対象としたスキルアップ研修
- ・地域での生活課題を把握し支援するための協力者の発掘と養成
- ・近所の方や地域で相談を受けた時の対応を学ぶ学習会の開催

【期待できること】	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困った時は、ひとりで悩まず、身近な人へ相談</li> <li>・相談を受けたら、相談者の思いを受けとめる</li> <li>・地域の中で困っている人に気づき、必要に応じ関係者や関係機関につなぐ</li> <li>・日頃からご近所同士のあいさつや、コミュニケーションを積極的にとる</li> <li>・サロンや集いの場を活かし、生活の困りごとを受けとめる環境をつくる</li> </ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心した生活が送れるよう総合相談や助言</li> <li>・地域ニーズの把握と相談者が気軽に安心して利用できるような環境づくり</li> <li>・地域に出向いて、生活課題を発見し、個別・地域支援に取り組む</li> <li>・地域住民や各種団体、関係機関と協働し、ネットワークの構築情報共有できる体制を整備</li> </ul>
福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業や福祉サービス等を通じたニーズ把握</li> <li>・福祉関係者の連携による課題解決に向けた取り組み</li> <li>・地域の人や各種団体の活動の共有</li> <li>・地域の強みを活かし、身近な相談の場づくりに取り組む</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供と包括的な相談体制の構築</li> <li>・地域住民や大月市社協、各種団体との協働による地域づくりの体制づくり</li> <li>・地域のニーズを把握し、各種計画への反映や政策形成を図る</li> </ul>

## 2. 知らせ広めよう

### （1）広報活動の充実と新たな広報手段の活用

広報活動は、多くの人に情報が届き、その情報の内容が理解されなければ、その役割を果たしているとはいえない。多くの人に必要とされる情報を発信するためには、住民のニーズに沿った情報収集が重要です。

そこで、市民参加型の広報委員会の強化を図り、誰もが分かりやすく、理解できる情報の提供に努めます。

また、必要な情報を必要な人に届けることができるよう、SNS やケーブルテレビなどの活用や、地域住民・福祉関係団体の皆さんと連携した情報発信と収集の取り組みなど、様々な広報手段を活用し、効果的な広報活動を進めます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・広報委員会の充実
- ・大月市社協広報紙「社協だより Beside you」の充実
- ・ホームページや SNS による情報発信の充実
- ・音訳版広報誌の発行・点訳での情報発信
- ・関連団体等の情報の掲載
- ・情報を届ける対象者にあわせた広報の推進

### （2）福祉啓発活動の充実ならびに企業・事業者との連携

住民が福祉への理解を深め、福祉課題に気づき関心を持つためには、地域や福祉のことについて語り合い、課題を共有することが大切です。

そこで、地域住民同士、福祉活動を行う人同士が、学び合い、交流することができる懇談会の開催や社協が開催する事業（イベント）等を通じた福祉啓発活動の充実を図るなど、福祉への関心を高めていきます。

また、企業・事業者等との連携し、協働により地域の福祉活動を実施することで、お互いが高めあい、地域の発展につながる活動を展開していきます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・「大月市地域福祉推進大会」等啓発イベントの充実
- ・地区住民福祉懇談会の開催
- ・「社協シンボルマーク、マスコット」などの募集の検討

【期待できること】	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・回覧板を回す時に必要な声掛け</li><li>・懇談会等への積極的な参加</li></ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>・紙、インターネット（ソーシャルメディア）、人など、様々な媒体による情報発信</li><li>・広く住民の生活実態・福祉課題等の把握</li></ul>
福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービスを必要とする方への情報提供</li><li>・地域住民へ声をかける福祉ソポーター</li><li>・地区社協だよりの発行</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域との交流を積極的に行い提供するサービスのことや福祉の情報を地域住民に提供する</li></ul>

### 3. 地区社協活動をもりあげよう

#### （1）地区社会福祉協議会（地区社協）運営の組織体制への支援

地区社協を強化するためには、大月市社協との連携を更に深める必要があり、また、地区社協役員が地域福祉推進のリーダーとして、十分にその機能を発揮できるよう、役員等への連絡会議の開催や役員等を対象とした研修の充実を図っていきます。研修では、先駆事例を積極的に用いる等、地区社協に関する活動情報の充実も図っていきます。

更に、地区社協役員や地区社協活動関係者は、組織運営、活動課題、事業運営方法について学び、併せて福祉活動を促進するためのボランティアとなる人材を育成します。

#### « 具体的な取り組み »

- ・地区組織活動推進委員会（地区社協会長会議）の内容充実・強化
- ・地区社協役員等研修の開催
- ・地区社協リーダー・ボランティアの育成

#### （2）地区社協基盤強化への支援

地区社協の事業運営や活動を行う上で、財源的な問題は避けて通ることができません。地区社協活動が円滑に行われるよう財源基盤の強化が必要であり、大月市社協一般会費における徴収と配分方法の検討と、各種補助金の拡充が必要です。

また、共同募金や県の補助金、各種財団助成金の活用を促す等、自主財源確保について、全地区において展開されるよう積極的に支援していきます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・地区社協事業への補助金制度の充実と適正化
- ・共同募金配分金等の活用促進
- ・地区社協自主財源づくりの促進
- ・地区社協役員等研修の開催

### (3) 地域福祉関係団体・機関との連携強化

地区社協は「地区内の住民福祉の向上」を目的とし、各種団体が集まった組織であり、その性質上、関係団体との連携は不可欠です。

個人の福祉ニーズが多様化している現在、多くの機関・団体とのネットワークを構築し、地域内で課題解決するための具体的な連携のあり方が求められています。

特に地域包括支援センターは、制度の横断的な連携ネットワークを構築して介護予防支援及び包括的支援事業を実施する機能から、地区社協が活動を実践していく上で重要な専門機関であり、連携を強化することが必要です。

同時に、地域福祉向上のため、公民館、区会・自治会等ともより密接な関係を築き、今以上に連携やネットワークを強化することが必要です。

#### « 具体的な取り組み »

- ・民生委員児童委員活動等との協働
- ・地域包括支援センターとの連携強化
- ・公民館・区会・自治会等との連携強化
- ・地域内の学校・社会福祉施設との連携強化
- ・介護保険事業所等による地域データの整理と情報共有
- ・地域との連携が奏功した事例の共有

### (4) 地区社協活動の強化・充実への支援

地区社協が、住民生活にとって更に身近なものとなるためには、地域で解決しなくてはならない課題に対して、各種団体が連携をとり、住民ボランティアの参加を得ながら活動をすすめていくことが大切です。そして何より地区社協は、その地区のニーズや特性に沿った活動が行われることが求められます。

そのためには、地域課題の把握と話しあいによる共有化、そして実行と活動の振り返りと見直しが必要であり、その繰り返しにより地区社協の活動は充実していきます。

大月市社協では、地域課題把握のための各種調査や地区住民福祉懇談会への支援を行い、ニーズを把握、課題解決に向け支援して行きます。また、近年のコロナ禍や担い手不足により衰退気味となっている、ふれあい・いきいきサロンの交流活動を推進するとともに、子育てサロン等の交流・支援活動を充実させ、地域ですすめる福祉教育事業、小地域のネットワーク事業等の活動強化・充実への支援活動に取り組んでいきます。

## « 具体的な取り組み »

- ・各種調査や地区住民福祉懇談会への支援
- ・介護保険事業所等による地域データの整理と情報共有
- ・地区社協広報活動への支援
- ・小地域福祉ネットワークづくり活動（友愛訪問事業・見守り活動・ケア会議等）への支援
- ・ふれあい・いきいきサロン等地域の集いの機会の充実と拡充への支援
- ・子育てサロン立ち上げ、放課後児童育成活動への支援
- ・大規模災害時の福祉活動充実への支援
- ・老人憩いの家、児童遊園の整備
- ・地域の課題等を協議する場の設置

### （5）地区社協活動支援体制の整備

地区社協は住民の自主的・主体的な組織ですが、大月市社協の連携と協力によって更に継続発展することが期待できます。大月市社協が系統的で具体的な支援を行っていくには、その支援体制をどう作るかということが課題です。

そのため、大月市社協として意図的・計画的に関わっていく「地区担当職員」を配置し、役員会等への参加や各地区の取り組みへの助言などを行っていきます。また、地区社協の運営の手引きの作成・発行等を行い、持続的な地区社協運営ができるような体制を整えていきます。

更に、地区社協が地域住民とともに主体的に活動に取り組んでいけるよう、大月市社協全組織が一丸となって地域分析を行い、地域との情報共有を図っていきます。

## « 具体的な取り組み »

- ・大月市社協職員における「地区担当制」の充実
- ・地区社協PRのための総合的な広報活動の充実
- ・「地区社協運営の手引き」の作成
- ・福祉サービス事業所等、関係機関との連携による地域データの収集と地域分析の実施

【期待できること】	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・大月市社協や地区社協等の福祉情報等を気にかける</li><li>・地域やご近所で交流、声掛け、支えあい、助けあい</li><li>・いつまでも支えあっていくための健康づくり</li><li>・寄付や募金</li></ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区社協活動等へのあらゆる支援</li></ul>
福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体や施設の活動から見える地域データ（ニーズ等）の整理</li><li>・地区社協活動への積極的な参画</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区社協活動への支援</li><li>・福祉的な地域データ（ニーズ等）の整理</li><li>・補助金、各種財団助成に関する情報提供</li></ul>

## 4. ボランティア活動を推進しよう

### (1) だれでも参加できるボランティア活動の推進

地域住民が参加しやすい活動として、「ボランティア活動」があります。

身近なことから無理なくボランティア活動が始められるように、きっかけ作りに努めます。

また、現在活動しているグループと協働し、活動しやすい環境づくりやスキルアップの充実を目指します。

更に、地域住民の内面から湧き出る、活気あるボランティア活動の新しい「やる気！」を応援する仕組み作りを推進します。

#### « 具体的な取り組み »

- ・ボランティアに係る専門的講座、スキルアップ研修やグレードアップ講座の実施
- ・ボランティアグループへの支援
- ・ボランティアグループや団体、当事者団体等との協働事業の推進
- ・ボランティア保険の加入促進

### (2) ボランティアセンター・コーディネート力の機能強化

ボランティア活動に対して、自発的参加のきっかけになるようなプログラムを開発し、最初の一歩目となるよう背中を押してあげられるよう工夫します。

また、ボランティア活動等の情報発信・受信の強化やボランティア拠点の開設、市内のイベントへの参加等、開かれたボランティアセンターとなり、認知度をあげるように取り組みます。

更に、コーディネーターの調整力を付けるため、研修等に積極的に参加し、住民のニーズに対応できるよう知識を得ます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・ボランティア活動情報の送受信の強化
- ・ボランティアセンターPR活動
- ・ボランティア相談・コーディネートの機能強化
- ・ボランティアグループへの支援・協働事業の推進
- ・広報啓発活動や「ボランティアだより」の充実
- ・ニーズ把握の強化

【期待できること】	
地域住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動への積極的な参加</li><li>・ボランティアの活用</li><li>・ボランティア情報を正確に広める</li></ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動情報の「見える化」</li><li>・相談しやすい環境づくり</li><li>・ニーズ把握の仕組みづくり</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・資金面での活動応援</li><li>・情報発信収集への協力</li></ul>

## 5. 福祉のこころを育てよう

### （1）地域における福祉教育の推進

地域の福祉教育とは、子どもから高齢者、障がい者等、その人の状態に関わらず、すべての地域住民に対し、福祉力を高めていくことを指します。

地域福祉を実践していくためには、地域の福祉力が不可欠であり、住民の福祉教育の向上により地域福祉力が高められます。

住民が自分の地域の現状を知り、福祉課題に気づくために様々な場で学ぶことで、解決の筋道を探り、時には自らが担い手としての方法を身に付け、「福祉の心＋福祉の知識＝福祉力」を持つ住民を増やし、地域の福祉力を高めることを目指します。

また、地域や介護保険利用者が抱えるニーズから、地域課題を地区社協等と情報共有して、日常生活上における困りごと解決のために、介護予防教室や施設ボランティアの育成に取り組みます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・福祉教育に関する広報、啓発
- ・地域の団体や活動の連携強化
- ・地域と社会福祉施設の連携促進
- ・地域といきいきサロン等の交流会
- ・介護予防・生活支援センター養成講座の開講
- ・企業、事業所等の実施するボランティア活動の支援
- ・福祉教育や福祉活動に関わる人材の養成
- ・地域における福祉教育、体験事業等のプログラムの開発

## (2) 学校等における福祉教育の推進

児童・生徒が暮らしている身近な地域の高齢者、障がい者等の生活や生き方があることを理解し、自分を含めた全ての人が、社会の大切な存在として尊重されることを体験学習や交流事業を通して学び、福祉活動の意味や役割に関心を深め「福祉の心」を育みます。

また、児童・生徒が自分たちも地域の一員であることを自覚し、自分の地域を研究し、考え、活動を実践するための学習の支援をします。

### « 具体的な取り組み »

- ・学校、高校、短大等への福祉活動・福祉講座等の情報提供と連携
- ・学校、高校、短大等と地域が協働して活動できるプログラム作り
- ・ボランティア活動普及協力校事業（地元愛醸成プロジェクト）
- ・学校等への福祉教材の貸し出し
- ・福祉教育実践活動事例集の作成
- ・親子で参加する夏休みボランティア活動体験
- ・学校、高校、短大等との福祉教育担当教職員連絡会の設置

### 【期待できること】

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事や福祉活動等への参加と協力</li> <li>・地域の様々な人のことを理解し、支えあう</li> <li>・様々な活動や情報を通し、地域の人材を育成する</li> </ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等への福祉教材の貸し出し</li> <li>・様々な活動の情報の発信、広報</li> <li>・福祉活動等の支援と人材育成</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の福祉活動等の情報提供</li> <li>・学校関係、教育機関への連絡調整</li> <li>・地域の実情を把握し、各種計画への反映</li> </ul>

## 6. 安心して暮らせる地域をつくろう

### （1）福祉サービス利用援助と成年後見制度の推進

生まれ育った環境や障がい等の有無に関係なく、一人ひとりの希望や意思が尊重され、生涯にわたってその人らしく豊かな生活が送れるよう、高齢者や子ども、若者、障がいのある方の自立や社会参加のために必要な支援を行います。また、高齢や障がい等により、判断能力に不安のある方および不十分な状態にある方の望む生活と権利を擁護していくための取り組みを行います。

大月市社協では、認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方などのうち、判断能力が低下しているために、福祉サービスを利用することや金銭管理が上手くできない方に対し、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）をご本人との契約によって支援します。

また、判断能力が不十分な方には、成年後見制度の利用支援を行い、利用者の立場に立って権利擁護の充実を図ります。

#### « 具体的な取り組み »

- ・日常生活自立支援事業の充実
- ・高齢者や障がい者等の権利擁護相談の充実
- ・成年後見制度の利用の支援や専門相談の確立
- ・弁護士会や司法書士会、社会福祉士会等の関係機関との連携強化
- ・社会貢献型後見人（市民後見人）養成の促進と活用

## (2) 福祉サービス等支援事業の充実

高齢者の生きがいづくりや乳幼児の健全育成の場の提供、子育て支援の促進、障がい者の社会参加の促進等を図ることにより、地域社会における福祉の推進を図ります。

また、高齢者や障がい者等、一人ひとりの意思を尊重し、地域で安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの質の向上と事業の充実を図ります。

### « 具体的な取り組み »

- ・障害者の社会参加促進事業
- ・高齢者生きがい対策推進事業（老人大学運営事業）
- ・地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業）
- ・ふれあいスポーツフェスティバルの開催
- ・ファーストスプーン事業
- ・高齢者在宅支援事業（高齢者福祉事業、介護予防事業、無料車いす貸出事業、福祉自動車貸出事業）
- ・生活困窮者への支援

## (3) 介護保険事業者、企業、NPO等の社会貢献活動の連携・協働

市内では様々な主体による福祉活動が行われています。既存の福祉活動の充実に加え、新たな福祉活動等の創出を図るために、介護保険事業者、企業、NPO等による社会貢献活動との連携・協働が必要です。住み慣れた地域で、その人らしくより良い生活・人生を送れるよう「地域包括ケアシステム」の視点に立ち、多様な主体とネットワークづくりを進め、地域の困りごと（ニーズ）と市民活動の現状を把握し、多様な主体が柔軟に地域で連携・協働できるような取り組みを行います。

### « 具体的な取り組み »

- ・介護保険事業者（居宅介護支援、通所介護、訪問介護、訪問入浴）との連携・協働
- ・障がい者支援事業者との連携・協働
- ・企業、NPO等との連携・協働
- ・介護事業所連絡会の連携・協働
- ・介護人材の育成・協働
- ・多様な主体が交流、情報交換する機会の検討
- ・生活のちょっとした困りごとをサポートする多様な助け合い活動の創出とネットワークの構築

#### (4) 当事者団体の活動・組織化支援

地域で様々な生き方で暮らす当事者が、団体を組織し共感できる仲間との出会いや情報交換等は、地域の問題解決に限らず、地域社会での自らの問題解決に重要です。

しかし、制度やサービスが徐々に充実してきたことにより、団体に属す人が減少してきています。

当事者同士の関わりがなくても解決ができる範囲が広がっていますが、制度やサービスの狭間は存在することから、各団体が抱える問題を共有化し、解決策を話しあい、連携協力して取り組んでいくことが必要となります。

大月市社協では、潜在化している福祉問題やニーズ把握を行い、当事者の組織化支援や当事者団体を支えるボランティアの養成等に取り組みます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・障がい者福祉の会の運営支援
- ・老人クラブの運営支援
- ・家族介護支援事業の開催
- ・当事者団体の組織化・自主活動の支援
- ・当事者を支援するグループづくりの支援
- ・当事者懇談会、研修の開催

#### 【期待できること】

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について理解を深める</li> <li>・市民生活支援員、市民後見人としての活躍</li> <li>・各事業や研修会、講座への参加</li> <li>・介護人材、支え合い活動の担い手としての期待</li> <li>・いきがいづくり、健康づくりに努める</li> </ul>
各種団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体等の取り組みを多くの人に知ってもらい賛同者を増やす</li> <li>・各種団体等の理解を深め、後継者を育てる</li> <li>・介護保険事業者、企業、NPO等も地域の一員として、地域住民や自治会やボランティア等とつながりをもつ</li> </ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業を通しての相談・支援</li> <li>・専門機関や福祉関係者と連携しての支援</li> <li>・各事業や研修等の周知・援助</li> <li>・既存の活動と各種団体等の活動をつなげる</li> <li>・介護保険事業者、企業、NPO等との連携・協働</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決に向けた専門的援助、助言</li> <li>・各事業や研修等の周知・援助</li> </ul>

## 7. 災害時のことを考えよう

### （1）災害時の地域支援体制づくりのためのネットワークの推進

災害時に障がい者や高齢者世帯等の要援護者を孤立させないようにするために、小地域での支援体制、支えあいが必要となります。

そのために、災害時要援護者登録制度の登録者の拡大を図るとともに、防災に関わる関連機関や団体と地域支援体制づくりにむけたネットワークづくりを推進します。

またネットワーク化のために、大月市社協が率先して、行政や消防、地域の役割の明確化を図る等の取り組みを推進していきます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・災害時要援護者登録制度の周知及び登録者の拡大
- ・要援護者ニーズ調査の実施
- ・災害時の情報伝達、支援体制づくりの研修会の実施
- ・関係機関との連携・ネットワーク化

### （2）災害ボランティアに関する啓発と育成

災害ボランティアの役割や啓発と育成は重要な課題です。併せて、災害時のボランティアセンター等におけるボランティア活動に関わる人材の育成も重要です。

そのため、災害ボランティア活動に対する理解を広げる講座や、実際に活動を行うボランティアを育成するための研修会を開催します。

#### « 具体的な取り組み »

- ・災害ボランティアに関する啓発
- ・災害時に活動するボランティアの養成
- ・専門的ボランティアの養成講座の開催

### (3) 災害時の社協体制の強化

災害時発生直後には、地域の被災状況や必要とされる支援等についての情報収集・分析を行うとともに、災害援護資金や緊急小口資金の貸付等、特殊かつ緊急を要する膨大な災害時特有の事業を展開することとなります。

そして、大規模災害発生を想定した体制づくりは、日常から推進することが必要です。

そのため大月市社協では、事業継続計画を策定し職員を対象とした避難訓練、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練、総合福祉センター利用者を含めた避難訓練を行い、災害発生時に迅速な対応ができる体制整備に努めます。

また、大月市の防災計画で総合福祉センター・デイサービスセンター「やまゆり」が福祉避難所に指定されていることから、行政と協働して避難所開設運営訓練を実施していきます。

#### « 具体的な取り組み »

- ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練・研修会の実施
- ・関係機関との連携の強化
- ・事業継続計画の策定
- ・他地区被災地への職員派遣
- ・総合福祉センター利用者を含めた避難訓練
- ・行政と協働して避難所開設運営の検討会の実施

#### 【期待できること】

地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「向こう三軒両隣」の友好関係を築く</li> <li>・研修会、訓練への参加、協力</li> <li>・地域の防災訓練への参加</li> </ul>
大月市社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者登録制度の周知</li> <li>・研修会の実施</li> <li>・関係機関との連携、ネットワーク作り</li> <li>・事業継続計画の策定</li> <li>・避難所開設運営の検討会の実施</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会への協力</li> <li>・防災に関する情報発信</li> <li>・避難所開設運営の検討会の実施</li> <li>・関係する各課との連携</li> </ul>

## 8. みんなの声をとどけよう

---

### (1) 福祉ニーズ把握のための調査活動の充実

---

福祉サービスの適切な実施やニーズに立脚した活動を推進するために、大月市社協の実施する事業や介護保険事業等を通じてニーズ把握に努めるとともに、地区住民福祉懇談会の開催をはじめ、アンケート調査、個別訪問調査等の調査活動を進めます。

### (2) 行政等への提案、提言

---

福祉の制度やサービスの充実を図るために、利用する地域住民の意見や要望が行政等へつながり、制度やサービスに反映されていくことが大切です。

大月市社協は、地域の中で直接住民と接していることから、制度や福祉サービスの点検を行い、明らかになった課題について、必要に応じて提案、提言を行っていきます。

第5章

## 地域福祉活動計画の推進に向けて

### 1. 地域福祉活動計画推進委員会の設置運営

地域福祉活動計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を管理・評価し、必要に応じて見直していくことが必要になります。

そのために、地域福祉活動計画推進委員会を設置し、計画の着実な推進を図ります。また、その際には計画の進捗状況や評価結果を市民に公開します。

- (1) 地域福祉活動計画推進委員会の設置
- (2) 地域福祉活動計画の進捗状況の公表

### 2. 大月市社会福祉協議会の充実強化

地域福祉活動計画を推進していくためには、地域福祉推進の中核的役割を担う大月市社協の充実強化が必要です。

大月市社協における基本理念や運営方針を明文化し、組織・体制・財政などの基盤強化について検討した「大月市社協発展強化計画」を推進するとともに、大月市社協が目指す今後の地域福祉のあり方を、住民、福祉関係機関、行政等に示していきます。

## 社会福祉法人大月市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大月市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に行うための社協地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、推進することを目的に、社協地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 活動計画の策定に関する事。
- (2) 活動計画の普及及び推進に関する事。
- (3) 活動計画の進行管理と評価に関する事。
- (4) その他活動計画の策定・推進に必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から社協会長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進委員会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求める意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、社協事務局地域福祉担当において行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

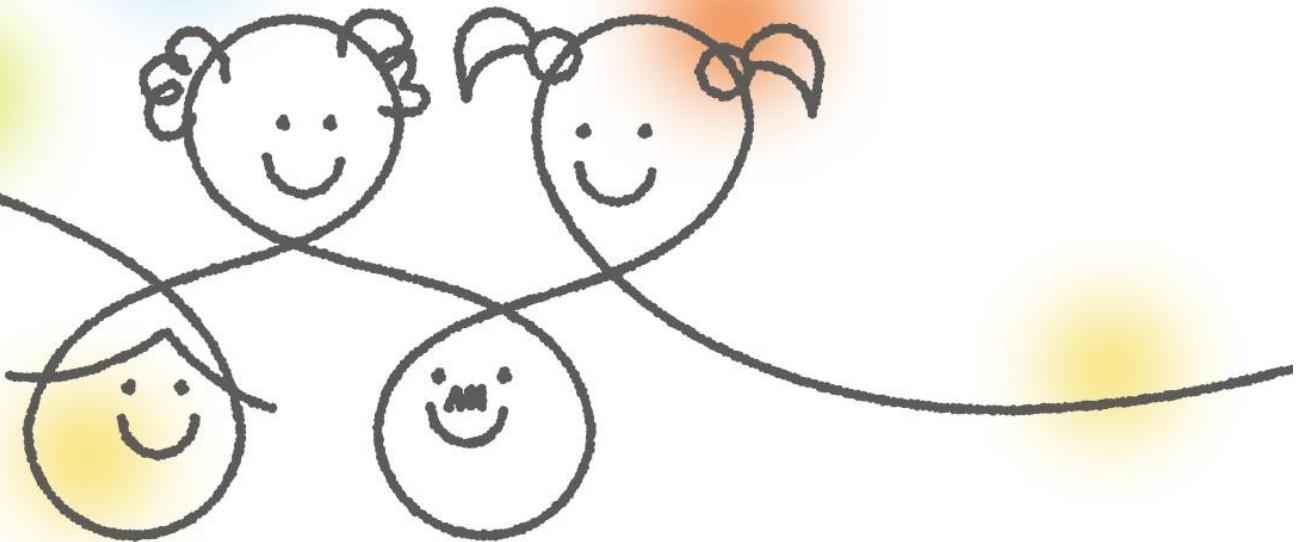
- 1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

### (委員の任期)

- 2 この要綱により、最初の委員に委嘱された者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

第4次大月市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

区分	氏名	団体名等	役職
地域福祉関係者	小宮 文男	大月市社会福祉協議会代表	委員長
〃	小俣 治夫	大月市公民館連絡協議会代表	副委員長
〃	渡邊 芳江	北都留医師会大月地区代表	
〃	小林 幹夫	地区組織活動推進委員会代表 (地区社会福祉協議会)	
〃	安藤 瞳美	大月市民生委員児童委員協議会代表	
〃	落合 敦子	大月市主任児童委員部会代表	
〃	藤本 兼三	大月市障がい者福祉の会代表	
〃	畠山 哲	大月市老人クラブ連合会代表	
〃	青柳 薫	大月市ボランティア協議会代表	
〃	天野 雄太	大月青年会議所代表	
〃	日向 隆智	大月市介護事業者連絡会代表	
行政関係者	鈴木 計充	大月市 市民生活部	
学識経験者	小山 敏行	山梨県社会福祉協議会	
アドバイザー	高木 寛之	山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科	



社会福祉法人  
**大月市社会福祉協議会**

〒401-00153

大月市大月町花咲 10 番地

電話 : 0554-23-2001(代)

FAX : 0554-22-2861

ホームページ : <http://www.otuki-shakyo.jp/>

社会福祉協議会は住民の皆さんの参加と  
ささえあいによって、「福祉のまちづくり」  
を推進することを目的とする民間の団体です

